

改 正 後	改 正 前																		
<p>更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）</p> <p>【納付すべき税額がある方】</p> <p>納付場所 日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当稅務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。） ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p>延滞税の計算方法 延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(延滞税の割合)</td> <td style="text-align: center;">(期間(日数))</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新たに納付すべき本税の額 × 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</small></td> <td style="text-align: center;">× 確定申告期限の翌日から完納の日まで</td> <td style="text-align: center;">= 延滞税の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3 6 5</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。</p> <p>① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合 例えば、平成23年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成24年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。</p> <p>② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」</p> <p>○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 ○ 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。 ○ 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○ 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。 ○ 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから稅務署におたずねください。</p> <p>① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。） ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p> <p>【減少する税額がある方】</p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p>	(延滞税の割合)	(期間(日数))		新たに納付すべき本税の額 × 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</small>	× 確定申告期限の翌日から完納の日まで	= 延滞税の額	3 6 5			<p>更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）</p> <p>【納付すべき税額がある方】</p> <p>納付場所 日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は當稅務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。） ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p>延滞税の計算方法 延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(延滞税の割合)</td> <td style="text-align: center;">(期間(日数))</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新たに納付すべき本税の額 × 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</small></td> <td style="text-align: center;">× 確定申告期限の翌日から完納の日まで</td> <td style="text-align: center;">= 延滞税の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3 6 5</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。</p> <p>① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合 例えば、平成22年11月30日の日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成23年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。</p> <p>② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」</p> <p>○ 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 ○ 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。 ○ 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。 ○ 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。 ○ 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから稅務署におたずねください。</p> <p>① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。） ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合 ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p> <p>【減少する税額がある方】</p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p>	(延滞税の割合)	(期間(日数))		新たに納付すべき本税の額 × 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</small>	× 確定申告期限の翌日から完納の日まで	= 延滞税の額	3 6 5		
(延滞税の割合)	(期間(日数))																		
新たに納付すべき本税の額 × 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</small>	× 確定申告期限の翌日から完納の日まで	= 延滞税の額																	
3 6 5																			
(延滞税の割合)	(期間(日数))																		
新たに納付すべき本税の額 × 7.3%(注) <small>(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</small>	× 確定申告期限の翌日から完納の日まで	= 延滞税の額																	
3 6 5																			

改正後

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{7.3\%（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

365

（注）延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。
 具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成22年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成24年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用/本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ \text{7.3\%（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

365

（注）延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。
 具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 例えば、平成22年11月30日の日本銀行が定める基準割引率は0.3%ですので平成23年1月1日から同年12月31日までの割合は4.3%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

改正前

更正決定等決議書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）

更正決定等決議書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 殿

平成 年分 氏名 殿

				金額						金額			
				円						円			
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	総所得	①	B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得	④	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	E 繰戻し後の課税される所得金額	総所得	⑮	
		その他の	②		その他の	⑤		山林所得	⑯		山林所得	⑯	
		山林所得	③		山林所得	⑥		退職所得	⑰		退職所得	⑰	
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	前年分の純損失の金額	総所得	⑦	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	
		山林所得	⑧		山林所得	⑯		山林所得	⑯		山林所得	⑯	
		退職所得	⑨		退職所得	⑰		退職所得	⑰		退職所得	⑰	
	分の	D Cに対する税額	⑦に対する税額	⑩	繰戻し 後の課税される所得金額	⑮に対する税額	⑱	繰戻し 後の課税される所得金額	⑮に対する税額	⑱	繰戻し 後の課税される所得金額	⑮に対する税額	⑱
			⑧に対する税額	⑪		⑯に対する税額	⑲		⑯に対する税額	⑲		⑯に対する税額	⑲
			⑨に対する税額	⑫		⑰に対する税額	⑳		⑰に対する税額	⑳		⑰に対する税額	⑳
			計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	⑬		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉑		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉑		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉑
	額の	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分譲課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、分譲課税の株式等の譲渡所得等に対する税額、分譲課税の土地建物等の売却所得に対する税額及び分譲課税の売却引当の譲渡所得等に対する税額を除く。)	⑭	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	
			⑭		㉒		㉒		㉒				

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

() 枚のうち () 枚目

24.3

				金額						金額			
				円						円			
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	総所得	①	B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得	④	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	E 繰戻し後の課税される所得金額	総所得	⑮	
		その他の	②		その他の	⑤		山林所得	⑯		山林所得	⑯	
		山林所得	③		山林所得	⑥		退職所得	⑰		退職所得	⑰	
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	前年分の純損失の金額	総所得	⑦	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	繰戻し 後の課税される所得金額	総所得	⑮	
		山林所得	⑧		山林所得	⑯		山林所得	⑯		山林所得	⑯	
		退職所得	⑨		退職所得	⑰		退職所得	⑰		退職所得	⑰	
	分の	D Cに対する税額	⑦に対する税額	⑩	繰戻し 後の課税される所得金額	⑮に対する税額	⑱	繰戻し 後の課税される所得金額	⑮に対する税額	⑱	繰戻し 後の課税される所得金額	⑮に対する税額	⑱
			⑧に対する税額	⑪		⑯に対する税額	⑲		⑯に対する税額	⑲		⑯に対する税額	⑲
			⑨に対する税額	⑫		⑰に対する税額	⑳		⑰に対する税額	⑳		⑰に対する税額	⑳
			計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	⑬		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉑		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉑		計 (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉑
	額の	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分譲課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、分譲課税の株式等の譲渡所得等に対する税額及び分譲課税の売却引当の譲渡所得等に対する税額を除く。)	⑭	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉒	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑮-⑱」と⑳のいずれか少ない方の金額)	
			⑭		㉒		㉒		㉒				

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

() 枚のうち () 枚目

21.3

更正決定等決議書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用） /

（新設）

付表の七の二）（様式中アンダーライン省略）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏名 _____ 殿

				金額						金額				
				円						円				
平成 年分 の 純 損 失 の 金 額	A 純 損 失 の 得 得	総 所 得	被災純損失以外	①		B A の う ち 前 年 分 に 繰 り 戻 す 金 額	総 所 得	被災純損失以外	④		山 林 所 得	被災純損失以外	⑥	
			被災純損失	①'				被災純損失	④'			被災純損失	⑥'	
		そ の 他	被災純損失以外	②			そ の 他	被災純損失以外	⑤		山 林 所 得	被災純損失以外	⑦	
			被災純損失	②'				被災純損失	⑤'			被災純損失	⑦'	
	山 林 所 得	被災純損失以外	③		山 林 所 得	被災純損失以外	⑧		山 林 所 得	被災純損失以外	⑩			
		被災純損失	③'			被災純損失	⑧'			被災純損失	⑩'			
	純 損 失 の 金 額 の 繰 戻 し に よ る 所 得 税 の 還 付 金 額 の 計 算	C 課 税 所 得 金 額	総 所 得	⑦		E 繰 戻 し 後 の 課 税 所 得 金 額	総 所 得	⑮		F 繰 戻 し 後 の 課 税 所 得 金 額	総 所 得	⑰		
			山 林 所 得	⑧			山 林 所 得	⑯			山 林 所 得	⑱		
退 職 所 得			⑨		退 職 所 得		⑰		退 職 所 得		⑲			
D に 対 す る 税 額		⑦ に 対 す る 税 額	⑩		F に 対 す る 税 額	⑮ に 対 す る 税 額	⑱		E に 対 す る 税 額	⑮ に 対 す る 税 額	⑲			
		⑧ に 対 す る 税 額	⑪			⑯ に 対 す る 税 額	⑲			⑯ に 対 す る 税 額	⑲			
		⑨ に 対 す る 税 額	⑫			⑰ に 対 す る 税 額	⑲			⑰ に 対 す る 税 額	⑲			
		計 (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	⑬			計 (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	⑲			計 (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	⑲			
源泉徴収税額を 差し引く前の所得税額 (分離課税の土地建物等の譲渡所得 に対する税額、分離課税の株 式等の譲渡所得等に対する税額、 分離課税の上場株式等の配当所 得に対する税額及び分離課税の 先物取引の譲渡所得等に対する税 額を除く。)				⑭		純損失の金額の繰戻し による還付金額 (「⑩-⑪」と同いす れか少ない方の金額)				⑳				

千円未満の端数は切
り捨ててあります。

付表の七の二

更正決定等決議書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）/付表の九
の二 平成22年分）（様式中アンダーライン省略）

（新設）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書
（東日本大震災用）

通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄
の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の
上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑
所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。

平成22年分

氏名 _____ 殿

1 繰越損失額控除前の所得金額

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

	損失の種類	A前年から繰り越された損失額		B本年分の所得から控除される繰越損失額		C翌年への繰越損失額 (A-B)
		円	円	円	円	
19年分	純損失	19年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
		山林所得の損失				
	19年分が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
			山林			
雑損失	(特定)居住用財産分					
20年分	純損失	20年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			円
		山林所得の損失				
	20年分が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
			山林			
雑損失	(特定)居住用財産分					
21年分	純損失	21年分が青色の場合	山林以外の所得の損失			円
		山林所得の損失				
	21年分が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
			山林			
雑損失	(特定)居住用財産分					
本年分	純損失	本年分が青色の場合	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林	((特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。)	
		変動所得の損失				
	本年分が白色の場合	被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
		被災純損失 (青・白)	山林以外 山林			
	雑損失	(特定)居住用財産分 特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失				

株式等の譲渡所得等	①欄、⑥欄及び⑦欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	①	円
上場株式等の配当所得		⑥	円
先物取引の雑所得等		⑦	円

(注)「A前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	A 純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	B (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	C 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (A-B)
	円	円	円

() 枚のうち () 枚目

付表の九の二

更正決定等決議書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）/付表の九

（新設）

の二 平成23年分）（様式中アンダーライン省略）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災用）

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成23年分

氏名 _____ 殿

1 繰越損失額控除前の所得金額

総所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

年分	損失の種類	④前年から繰り越された損失額	⑤本年分の所得から控除される繰越損失額	⑥翌年への繰越損失額 (④-⑤)	
					円
20年分	純損失	20年分が青色の場合	山林以外の所得の損失	/	
		山林所得の損失			
	20年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		(特定)居住用財産分損			
21年分	純損失	21年分が青色の場合	山林以外の所得の損失	/	
		山林所得の損失			
	21年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		(特定)居住用財産分損			
22年分	純損失	22年分が青色の場合	被災純損失以外の損失	/	
		山林			
	22年分が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林		
		被災純損失(青・白)	山林以外 山林		
雑損失	(特定)居住用財産分損				
本年分	純損失	本年分が青色の場合	被災純損失以外の損失	/	
			山林		
		本年分が白色の場合	平成23年純損失		山林以外 山林
			変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失		山林以外 山林
	青・白	平成23年特定純損失	山林以外 山林		
		被災純損失	山林以外 山林		
		(特定)居住用財産分損			
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			
	特定雑損失				

（特定）居住用財産の譲渡損失に係る（特定）純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す純損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。

株式等の譲渡所得等	①欄、⑤欄及び⑥欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑦	円
上場株式等の配当所得		⑧	円
先物取引の雑所得等		⑨	円

（注）④前年から繰り越された損失額は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。また、平成22年分の損失額については、その損失額の繰越控除期間が短いものから先に差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	⑩ 純損失の金額 (前年へ繰り越した純損失の金額は除いてあります。)	⑪ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	⑫ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (⑩-⑪)
本年分	円	円	円

() 枚のうち () 枚目

付表の九の二